

資料 1

「介護予防ケアマネジメント費等支払代行処理」について

兵庫県国民健康保険団体連合会

平成 28 年 11 月 14 日（月）

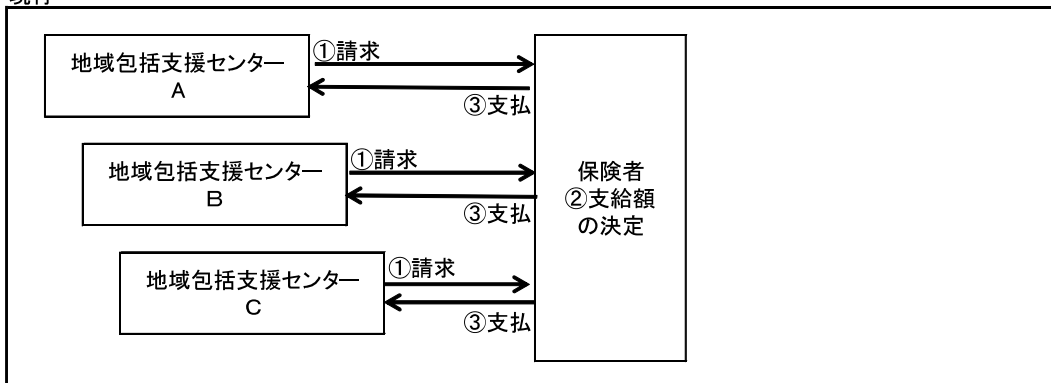
# 1 介護予防ケアマネジメント費支払代行処理

## (1) 業務概要

保険者から地域包括支援センターへ直接支払うことが原則となっている、総合事業の事業対象者に係る介護予防ケアマネジメント費の支払いについて、保険者の事務負担を軽減するため、保険者からの委託を受け、本会が地域包括支援センターへの支払代行処理を行う。

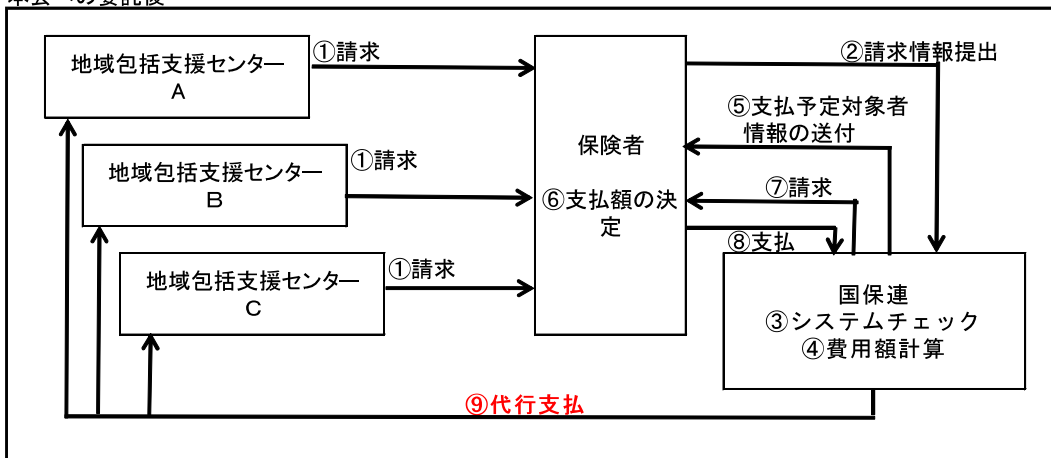
### 【概要図】

#### ア 現行



- ①地域包括支援センターが、介護予防ケアマネジメント費（以下、ケアマネ費）を保険者に請求する。
- ②保険者が、支給額を決定する。
- ③保険者が、ケアマネ費を各地域包括支援センターに支払う。

#### イ 本会への委託後



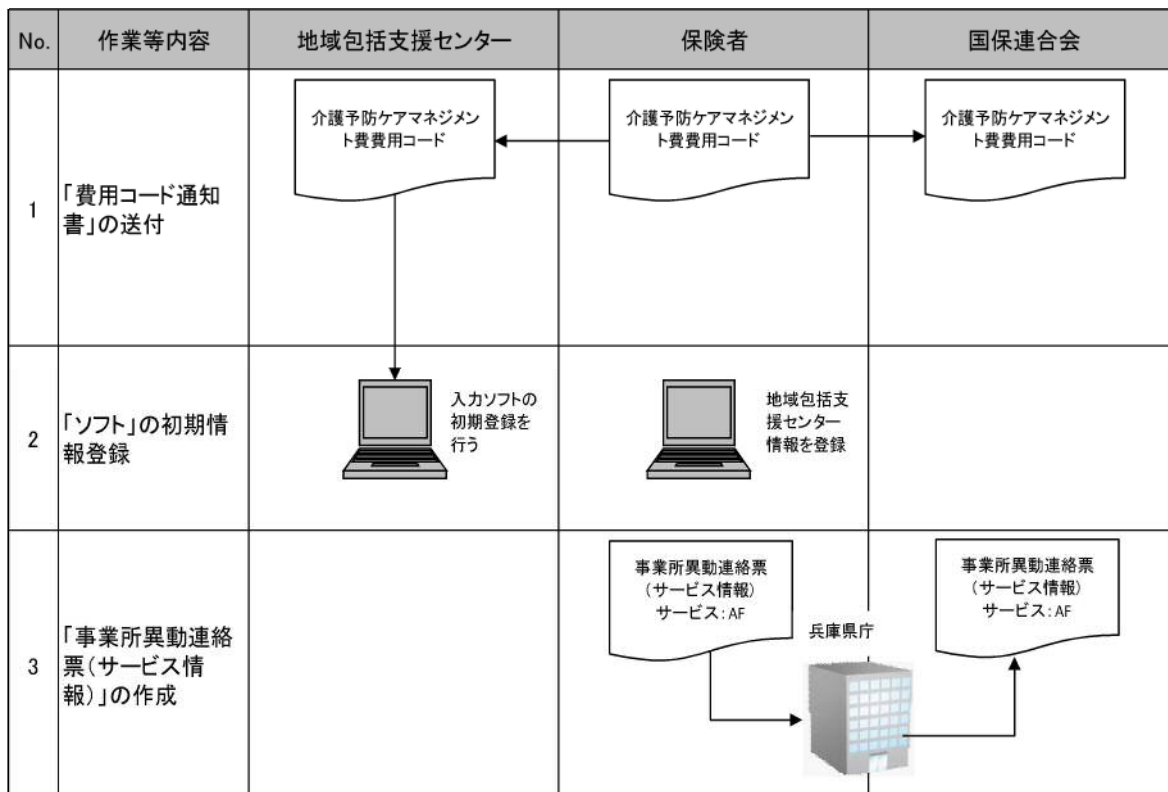
- ①地域包括支援センターが、ケアマネ費の請求情報を保険者に提出する。
- ②保険者が、管内の地域包括支援センターからの請求情報を取り纏め国保連に提出する。
- ③国保連が、ケアマネ費、給付管理票情報及び台帳情報とのシステムチェックを行う。
- ④国保連が、支払予定対象者の費用額計算を行う。
- ⑤国保連は、支払予定対象者情報及びエラーリストを保険者に送付する。
- ⑥保険者は、支払額を決定する。
- ⑦国保連が、ケアマネ費と処理手数料を保険者に請求する。
- ⑧保険者が、ケアマネ費と処理手数料を国保連に支払う。
- ⑨国保連が、ケアマネ費を各地域包括支援センターに支払う。（代行支払）

(2) 処理フロー

ア 事前準備

	時期	作業内容等	地域包括支援センター	保険者	国保連合会
1	事前準備	「費用コード通知書」の送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護予防ケアマネジメント費費用コード」情報の受領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護予防ケアマネジメント費費用コード通知書」に、ケアマネ費ごとの費用コード、単位数、委託率、単位数単価、適用開始年月を記載し、国保連に送付する。</li> <li>請求時に利用する「費用コード」の情報(費用コード、費用コードの名称、適用開始年月、単位数、委託率)を地域包括支援センターに通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険者から提出された「介護予防ケアマネジメント費費用コード通知書」を支払代行システムに登録する。</li> </ul>
2		「ソフト」の初期情報登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター向け介護予防ケアマネジメント費入力ソフトの初期登録を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険者向け介護予防ケアマネジメント費管理ソフトに取り扱う地域包括支援センター情報を登録する。</li> </ul>	
3	サービス提供月まで  サービス提供月翌月初	「事業所異動連絡票(サービス情報)」の作成		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの「AF:介護予防ケアマネジメント費」の「事業所異動連絡票(サービス情報)」を作成し、県システム経由で国保連に送付する。 ※平成27年3月31日以前に「サービスコード:46(介護予防支援)」の指定を受けている事業所は既にみなし指定事業所として登録されているので、作成不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業所異動連絡票(サービス情報)」の受領</li> </ul>

ア 事前準備



<費用コード通知書について>

保険者ごとに独自で費用コードを設定し、「介護予防ケアマネジメント費費用コード通知書」にて国保連合会、地域包括支援センター及び委託先居宅介護支援事業所（ケアプラン原案作成委託料支払代行業務を委託の保険者の場合）に通知する。

【費用コード（例）】

費用コード	費用コードの名称	単位数	委託率
1001	介護予防ケアマネジメント	430 単位	90.00%
1002	介護予防ケアマネジメント・初回	730 単位	85.00%
1003	介護予防ケアマネジメント・連携	730 単位	85.00%
1004	介護予防ケアマネジメント・初回・連携	1030 単位	80.00%

【介護予防ケアマネジメント費費用コード通知書（例）】

〇〇第〇〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

兵庫県国民健康保険団体連合会 理事長  
各地域包括支援センター センター長  
国保居宅介護支援事業所 代表者 様

市町名 \_\_\_\_\_  
|  
市町県名 \_\_\_\_\_ 印

介護予防ケアマネジメント費費用コード通知書

当市町は、総合事業における介護予防ケアマネジメント費及び介護予防ケアマネジメントの原案作成に係る委託料率を下記のとおり定めます。

記

1 費用コード

項番	費用コード	費用コード名称	単位数	委託率
1	1001	介護予防ケアマネジメント	430	90.00%
2	1002	介護予防ケアマネジメント・初回	730	85.00%
3	1003	介護予防ケアマネジメント・連携	730	85.00%
4	1004	介護予防ケアマネジメント・初回・連携	1030	80.00%

※委託率には、消費税を含む。

2 単位数算出  
10.42 円

3 適用開始年月  
平成 29 年 4 月 サービス提供月から

<事業所異動連絡票情報について>

地域包括支援センターの「AF：介護予防ケアマネジメント費」の「事業所異動連絡票（サービス情報）」を作成し、県システム経由で国保連に提出する。

**パターン1-5 新たに開設された総合事業事業所が介護予防ケアマネジメント（AF）を実施する場合**  
 ● 設定内容例  
 総合事業事業所として、予防ケアマネジメント（AF）を実施する場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

**入力情報 事業所異動連絡票情報（基本情報）**

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定/標準該当等事業所区分
H27.04.01	1:新規	01	9999999996	9

**入力情報 事業所異動連絡票情報（サービス情報）**

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業登録開始年月日	登録終了年月日	介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供員数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効開始年月日	指定有効終了年月日
H27.04.01	1:新規	01	9999999996	AF	01	H27.04.01	7:3級地								

「AF介護予防ケアマネジメント」を設定

事業所の所在地に相当する地域区分を設定  
 地域区分については「正-最終3」介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について  
 (5)介護予防・日常生活支援総合事業における地域単位の考え方を参照

指定・標準該当等サービス種（標準異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定/標準該当等事業所区分
H27.04.01	1:新規	01	9999999996	9

指定・標準該当等サービス種（標準異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業登録開始年月日	登録終了年月日	介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供員数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効開始年月日	指定有効終了年月日
H27.04.01	1:新規	01	9999999996	AF	01	H27.04.01	7:3級地	000000	00000000	00000000					

指定有効期間を設定しない

9.介護予防・日常生活支援総合事業事業所を設定  
 総合事業の給付管理を行う、事業所の事業所番号を設定

事業所の所在地に相当する地域区分を設定  
 地域区分については「正-最終3」介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について  
 (5)介護予防・日常生活支援総合事業における地域単位の考え方を参照

指定・標準該当等サービス種（標準異動連絡票（サービス情報）登録後）

指定・標準該当等サービス種（標準異動連絡票（サービス情報）登録後）

正常

※1 介護支援専門員数とは以下項目を指す  
 ・介護支援専門員数（専従の常勤者）  
 ・介護支援専門員数（専従の非常勤者）  
 ・介護支援専門員数（兼務の常勤者）  
 ・介護支援専門員数（兼務の非常勤者）

※2 訪問介護員数とは以下項目を指す  
 ・訪問介護員数（専従の常勤者）  
 ・訪問介護員数（専従の非常勤者）  
 ・訪問介護員数（兼務の常勤者）  
 ・訪問介護員数（兼務の非常勤者）

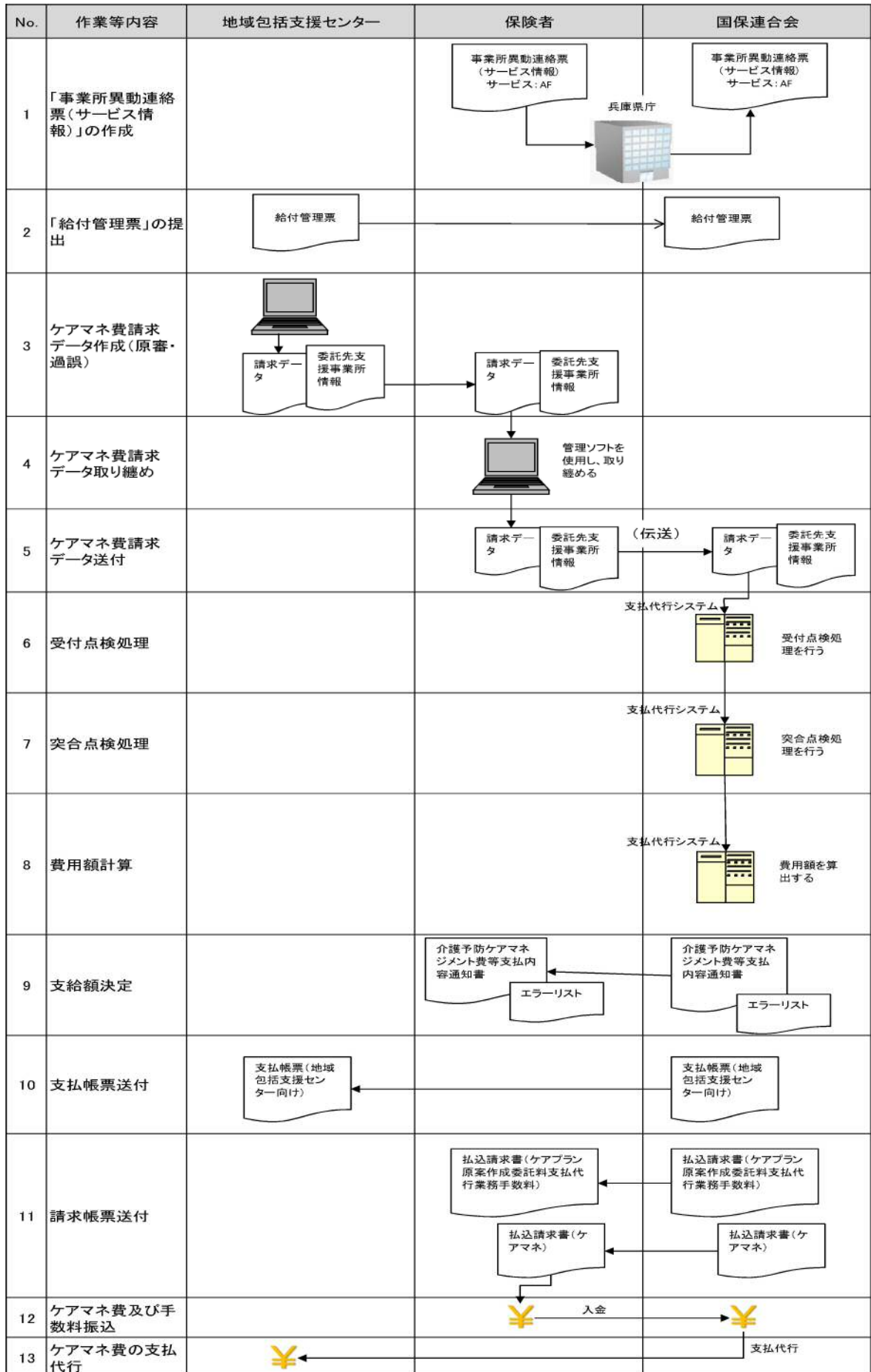
※平成 27 年 3 月 31 日付け「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）」抜粋

5

イ 月次処理

	時期	作業内容等	地域包括支援センター	保険者	国保連合会
1	サービス提供月	「事業所異動連絡票（サービス情報）」の作成		・異動のある地域包括支援センターの「AF: 介護予防ケアマネジメント費」の「事業所異動連絡票（サービス情報）」を作成し、県システム経由で国保連に送付する。	・「事業所異動連絡票（サービス情報）」の受領
2	サービス提供月の翌月10日まで	「給付管理票」の提出	・国保連合会に「給付管理票」を提出する。		・受付
3		ケアマネ費請求データ（原審・過誤）及び委託先支援事業所情報作成 ※委託先支援事業所情報は、「給付管理票」を国保連に提出しない場合のみ作成	・入力ソフトによりケアマネ費請求データ及び委託先支援事業所情報を作成し、保険者に提出する。 ※過誤がある場合、過誤データを含めて請求データを作成する。	・受付	
4		ケアマネ費請求データ（原審・過誤）及び委託先支援事業所情報取り纏め		・管理ソフトにより管内の地域包括から提出されたケアマネ費請求データ（原審・過誤）及び委託先支援事業所情報を取り纏める。	
5	15日	ケアマネ費請求データ（原審・過誤）及び委託先支援事業所情報送付		・「ケアマネ費請求データ（原審・過誤）及び委託先支援事業所情報」を出力し、連絡電文で国保連に提出する。	・受付
6	16日頃	受付点検処理			・受付点検処理を行う。
7	25日頃	突合点検処理			・突合点検処理を行う。
8	29日頃	費用額計算			・支払を行う予定のデータについて、費用額を算出する。
9	29日頃	支給額決定		・国保連が送付する「介護予防ケアマネジメント費等支払内容通知書」及び「エラーリスト」により支給額を決定する。 ※「介護予防ケアマネジメント費等支払内容通知書」に記載の額をもって、支給決定額とする。	・支払を行う予定のデータ、エラー返戻するデータについて、「介護予防ケアマネジメント費等支払内容通知書」及び「エラーリスト」を保険者に送付する。 ※エラーリストは、紙帳票での提供とする。
10	サービス提供月の翌々月2日頃	支払帳票送付	・受領		・地域包括支援センター向けの支払帳票を作成し、送付する。
11	7日まで	請求帳票送付		・受領	・保険者向けの「介護予防ケアマネジメント費」及び「介護予防ケアマネジメント費支払代行処理手数料」の払込請求書を作成し、送付する。
12	20日まで	ケアマネ費及び手数料の振込		・振込	・入金
13	27日	ケアマネ費の支払代行	・入金		・支払代行

イ 月次処理





(3) 介護予防ケアマネジメント費の算出方法について

ア 算出方法

介護予防ケアマネジメント費の請求額＝単位数×単位数単価

- ・単位数：保険者で費用コードごとに規定した単位数
- ・単位数単価：保険者で、地域単価または 10.00 円のいずれかを選択する。

※小数点以下切り捨て

イ 計算事例

(事例 1) ケアマネジメント費（単位数：430 単位、地域単価：6 級地 10.42 円）の場合

$$430 \text{ 単位} \times 10.42 \text{ 円} = 4,480.6 \text{ 円} \rightarrow \underline{4,480 \text{ 円}}$$

(事例 2) ケアマネジメント費（単位数：430 単位、単位数単価：10.00 円）の場合

$$430 \text{ 単位} \times 10.00 \text{ 円} = 4,300 \text{ 円} \rightarrow \underline{4,300 \text{ 円}}$$

(事例 3) ケアマネジメント費・初回加算（単位数：730 単位、地域単価：7 級地 10.21 円）  
の場合

$$730 \text{ 単位} \times 10.21 \text{ 円} = 7,453.3 \text{ 円} \rightarrow \underline{7,453 \text{ 円}}$$

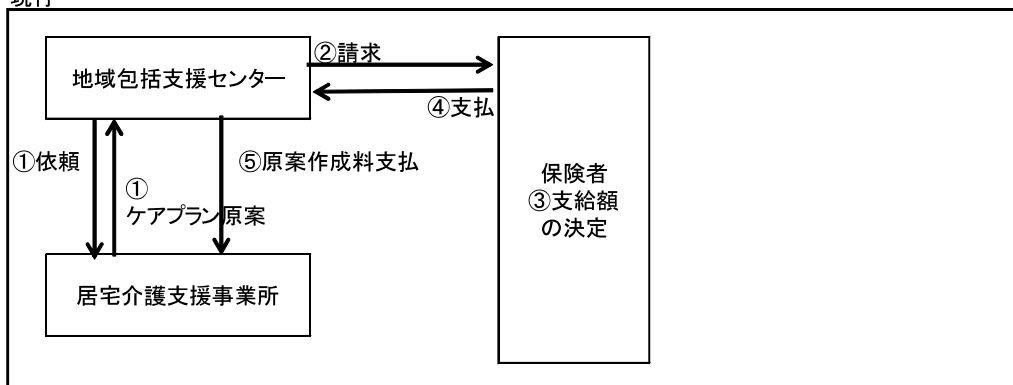
## 2-1 ケアプラン原案作成料支払代行処理【総合事業】

### (1) 業務概要

総合事業に係る「介護予防ケアマネジメント費支払代行業務」を委託する保険者が、「地域包括支援センター」と「ケアプラン原案を作成した居宅介護支援事業所」の双方の合意（「代理受領委任状（仮称）」）を得ている場合に、地域包括支援センター所在保険者からの委託を受け、本会が居宅介護支援事業所へのケアプラン原案作成料の支払代行処理を行う。

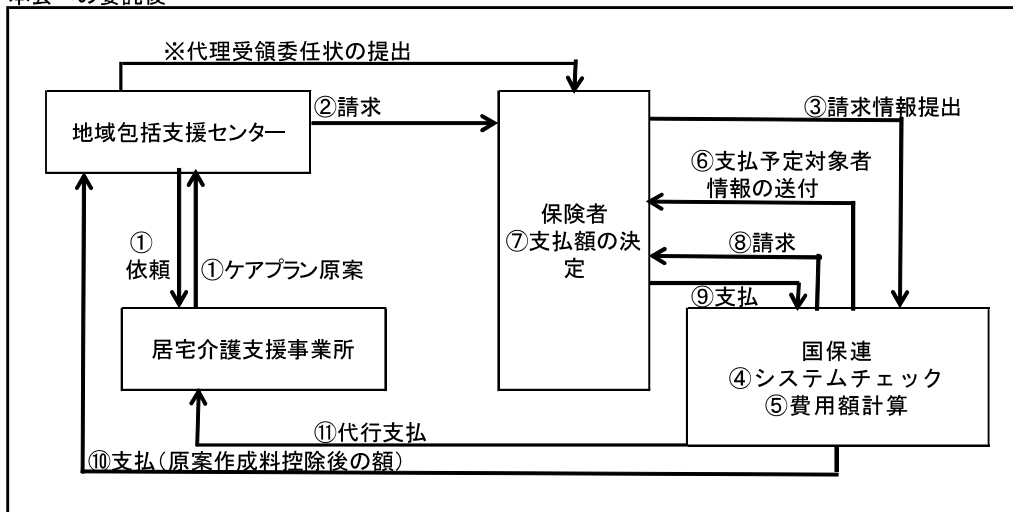
#### 【概要図】

##### ア 現行



- ①地域包括支援センターが、ケアプラン原案の作成を居宅介護支援事業所に依頼し、受け取る。
- ②地域包括支援センターが、ケアマネ費を保険者に請求する。
- ③保険者が、支給額を決定する。
- ④保険者が、ケアマネ費を地域包括支援センターに支払う。
- ⑤地域包括支援センターが、ケアプラン原案作成料を居宅介護支援事業所に支払う。

##### イ 本会への委託後





- ①地域包括支援センターが、ケアプラン原案の作成を居宅介護支援事業所に依頼し、受け取る。
- ②地域包括支援センターが、ケアマネ費の請求情報を保険者に提出する。
- ③保険者が、管内の地域包括支援センターからの請求情報を取り纏め国保連に提出する。
- ④国保連が、ケアマネ費、給付管理票情報及び台帳情報とのシステムチェックを行う。
- ⑤国保連が、ケアプラン原案作成料の計算を行う。
- ⑥国保連は、支払予定対象者情報及びエラーリストを保険者に送付する。
- ⑦保険者は、支給額を決定する。
- ⑧国保連が、ケアマネ費と処理手数料を保険者に請求する。
- ⑨保険者が、ケアマネ費と処理手数料を国保連に支払う。
- ⑩国保連が、ケアマネ費（原案作成料控除後の額）を地域包括支援センターに支払う。
- ⑪国保連が、ケアプラン原案作成料を居宅介護支援事業所に支払う。（代行支払）

(2) 処理フロー

ア 事前準備

	時期	作業内容等	委託先居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	保険者	国保連合会
1	事前準備	「代理受領委任状」の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>「代理受領委任状」を地域包括に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案作成を依頼する居宅介護支援事業所へ「代理受領委任状」を送付する。</li> <li>居宅から提出のあった「代理受領委任状」を保険者に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受付</li> </ul>	
2	(変更があった場合は、変更が生じた月の翌月3日まで)	「費用コード通知書」の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護予防ケアマネジメント費費用コード」の受領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護予防ケアマネジメント費費用コード」の受領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求時等に利用する「介護予防ケアマネジメント費費用コード」の情報を地域包括支援センター及び委託先居宅介護支援事業所に通知する。</li> <li>「介護予防ケアマネジメント費費用コード通知書」に、ケアマネ費ごとの費用コード、単位数、委託料を入力し、国保連に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護予防ケアマネジメント費費用コード通知書」を支払代行システムに登録する。</li> </ul>
3		「ソフト」の初期情報登録		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター向け介護予防ケアマネジメント費入力ソフトの初期登録を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険者向け介護予防ケアマネジメント費管理ソフトに取り扱う地域包括支援センター情報を登録する。</li> </ul>	

ア 事前準備

No.	作業等内容	委託先居宅介護 支援事業所	地域包括 支援センター	保険者	国保連合会
1	「代理受領委任状」 の取得	代理受領委任状	代理受領委任状	代理受領委任状	
2	「費用コード通知 書」の作成	介護予防ケアマネジメント費 費用コード	介護予防ケアマネジメント費 費用コード	介護予防ケアマネジメント費 費用コード  介護予防ケアマネジメント費 費用コード通知書	介護予防ケアマネジメント費 費用コード通知書
3	「ソフト」の初期情 報登録		 入カソフトの 初期登録を 行う	 入カソフトの 初期登録を 行う	

<代理受領委任状について>

保険者は、国保連に地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へのケアプラン原案作成料の支払代行処理を委託するにあたり、「地域包括支援センター」と「ケアプラン原案を作成した居宅介護支援事業所」の双方が国保連による支払代行処理について了承していることを「代理受領委任状」により確認する。

国保連は、地域包括支援センターから提出のあった「給付管理票」または「委託先支援事業所情報」に、委託先支援事業所番号の記載がある場合、保険者が当該地域包括支援センター及び委託先居宅支援事業所から代理受領委任状の提出を受けているものとして、支払代行処理を行う。

【代理受領委任状（例）】

<例示>

**代 理 受 領 委 任 状**

□□市(町) 興 □□□□ 歳

平成 年 月 日

受託者は、下記受託者を代理人と定め、平成 年 月 サービス継続分以降の受領すべき介護保険法に基づく介護報酬等のうち、東京指成給付料相当分の金額を受領する権限を委任します。

なお、受託者及び受託者は、介護保険法に基づく介護報酬等について差額が発生した場合は、東京指成給付料を差額調整（相殺）することについて、丁表します。

記

(受託者) 事業所番号 \_\_\_\_\_

世 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

(地域包括支援センター)

事業所名 \_\_\_\_\_ 印

(受託者) 事業所番号 \_\_\_\_\_

世 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

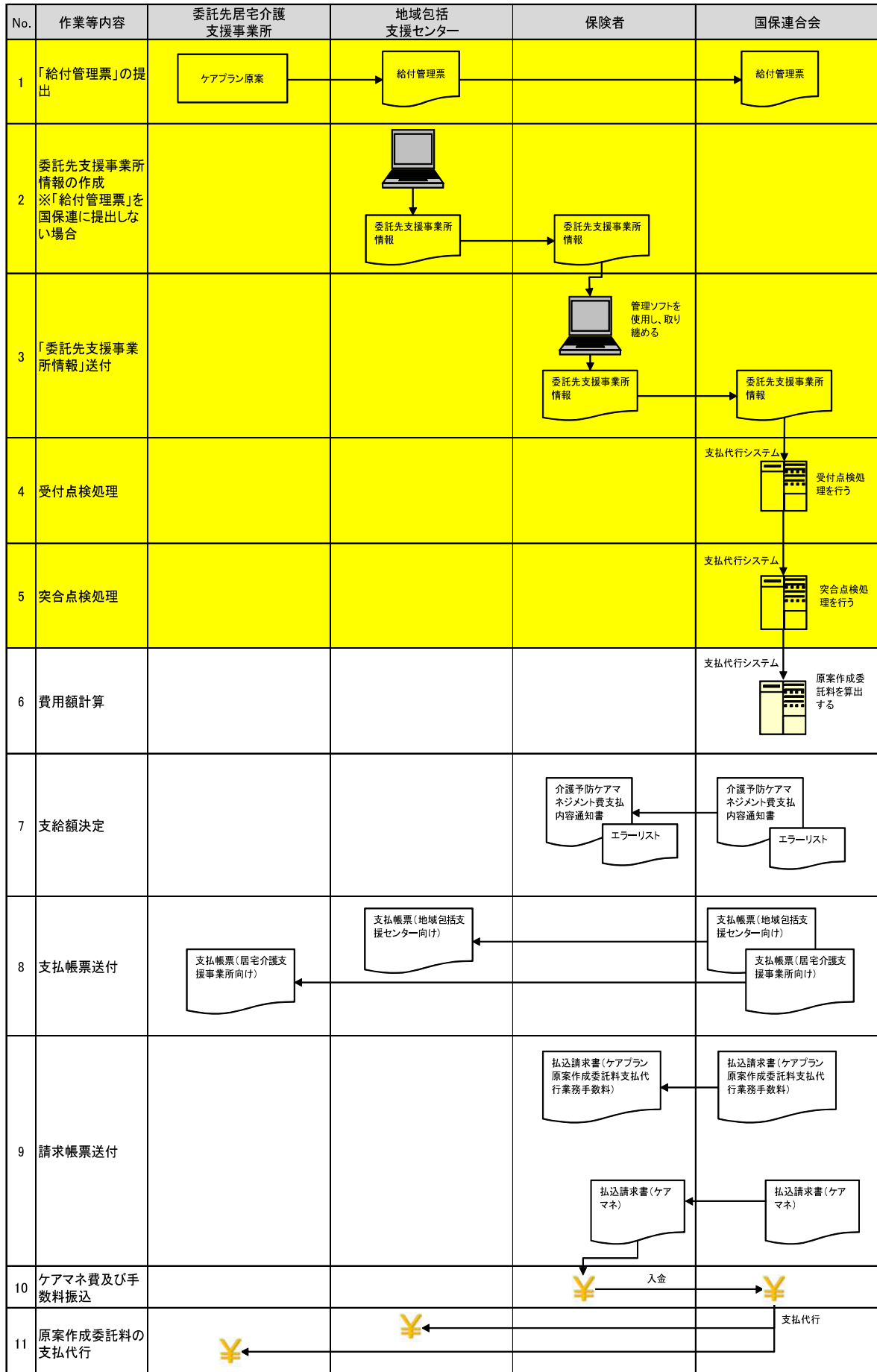
(居宅介護支援事業所)

事業所名 \_\_\_\_\_ 印

イ 月次処理

	時期	作業内容等	委託先居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	保険者	国保連合会	
1	サービス提供月の翌月10日まで	「給付管理票」の提出	・ 地域包括支援センターに「ケアプラン原案」を提出する。	・ 国保連合会に「給付管理票」を提出する。		・ 受付	
2		ケアマネ費請求データ(原審・過誤)及び委託先支援事業所情報作成 ※委託先支援事業所情報は、「給付管理票」を国保連に提出しない場合のみ作成		・ 入力ソフトによりケアマネ費請求データ及び委託先支援事業所情報を作成し、保険者に提出する。 ※過誤がある場合、過誤データを含めて請求データを作成する。	・ 受付		
		ケアマネ費請求データ(原審・過誤)及び委託先支援事業所情報取り纏め	<b>※介護予防ケアマネジメント費支払代行業務と同一(項番1~5)</b>			・ 管理ソフトにより管内の地域包括から提出されたケアマネデータ(原審・過誤)及び委託先支援事業所情報める。	
3	15日	ケアマネ費請求データ(原審・過誤)及び委託先支援事業所情報送付			・ 「ケアマネ費請求データ(原審・過誤)及び委託先支援事業所情報」を出力し、連絡電文で国保連に提出する。	・ 受付	
4	16日頃	受付点検処理				・ 受付点検処理を行う。	
5	25日頃	突合点検処理				・ 突合点検処理を行う。	
6	29日頃	費用額計算				・ ケアマネ費の「請求情報」と「給付管理票」または「委託先支援事業所情報」から原案作成委託料を算出する。	
7	29日頃	支給額決定			・ 国保連が送付する「介護予防ケアマネジメント費等支払内容通知書」及び「エラーリスト」により支給額を決定する。 ※「介護予防ケアマネジメント費等支払内容通知書」に記載の額をもって、支給決定額とする。	・ 支払を行う予定のデータ、エラー返戻するデータについて、「介護予防ケアマネジメント費等支払内容通知書」及び「エラーリスト」を保険者に送付する。 ※エラーリストは、紙帳票での提供とする。	
8	サービス提供月の翌々月2日頃	支払帳票送付	・ 受領	・ 受領		・ 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所向けの支払帳票を作成し、送付する。	
9	7日まで	請求帳票送付			・ 受領	・ 保険者向けに「介護予防ケアマネジメント費」及び「ケアプラン原案作成委託料支払代行処理手数料」の払込請求書を作成し、送付する。	
10	20日まで	ケアマネ費及び手数料振込			・ 振込	・ 入金	
11	27日	原案作成委託料の支払代行	・ 入金	・ 入金		・ 支払代行	

イ 月次処理



(3) ケアプラン原案作成委託料【総合事業】の算出方法について

ア 算出方法

【委託料を割合で設定する場合】

ケアプラン原案作成委託料【総合事業】＝ケアマネ費の請求額×委託率

※小数点以下切り捨て

【委託料を金額で設定する場合】

ケアプラン原案作成委託料【総合事業】＝委託金額

イ 計算事例

【委託料を割合で設定する場合】

(事例 1) ケアマネジメント費（単位数：430 単位、地域単価：6 級地：10.42 円、委託率 86.40%）の場合

$430 \text{ 単位} \times 10.42 \text{ 円} = 4,480.6 \text{ 円} \rightarrow 4,480 \text{ 円}$

$4,480 \text{ 円} \times 86.40\% = 3,870.72 \text{ 円} \rightarrow \underline{3,870 \text{ 円}}$ （委託先支援事業所に代行支払する額）

$4,480 \text{ 円} - 3,870 \text{ 円} = 610 \text{ 円} \rightarrow \underline{610 \text{ 円}}$ （地域包括支援センター支払額）

(事例 2) ケアマネジメント費・初回加算（単位数：730 単位、地域単価：6 級地：10.42 円、委託率：86.40%）の場合

$730 \text{ 単位} \times 10.42 \text{ 円} = 7,606.60 \text{ 円} \rightarrow 7,606 \text{ 円}$

$7,606 \text{ 円} \times 86.40\% = 6,571.58 \text{ 円} \rightarrow \underline{6,571 \text{ 円}}$ （委託先支援事業所に代行支払する額）

$7,606 \text{ 円} - 6,571 \text{ 円} = 1,035 \text{ 円} \rightarrow \underline{1,035 \text{ 円}}$ （地域包括支援センター支払額）

【委託料を金額で設定する場合】

(事例 3) ケアマネジメント費（単位数：430 単位、地域単価：6 級地 10.42 円、委託金額：4,130 円）の場合

$430 \text{ 単位} \times 10.42 \text{ 円} = 4,480.6 \text{ 円} \rightarrow 4,480 \text{ 円}$

$\underline{4,130 \text{ 円}}$ （委託先支援事業所に代行支払する額）

$4,480 \text{ 円} - 4,130 \text{ 円} = 350 \text{ 円} \rightarrow \underline{350 \text{ 円}}$ （地域包括支援センター支払額）

(事例 4) ケアマネジメント費・初回加算（単位数：730 単位、単位数単価：10.00 円、委託金額：7,000 円）の場合

$730 \text{ 単位} \times 10.00 \text{ 円} = 7,300 \text{ 円} \rightarrow 7,300 \text{ 円}$

$\underline{7,000 \text{ 円}}$ （委託先支援事業所に代行支払する額）

$7,300 \text{ 円} - 7,000 \text{ 円} = 300 \text{ 円} \rightarrow \underline{300 \text{ 円}}$ （地域包括支援センター支払額）



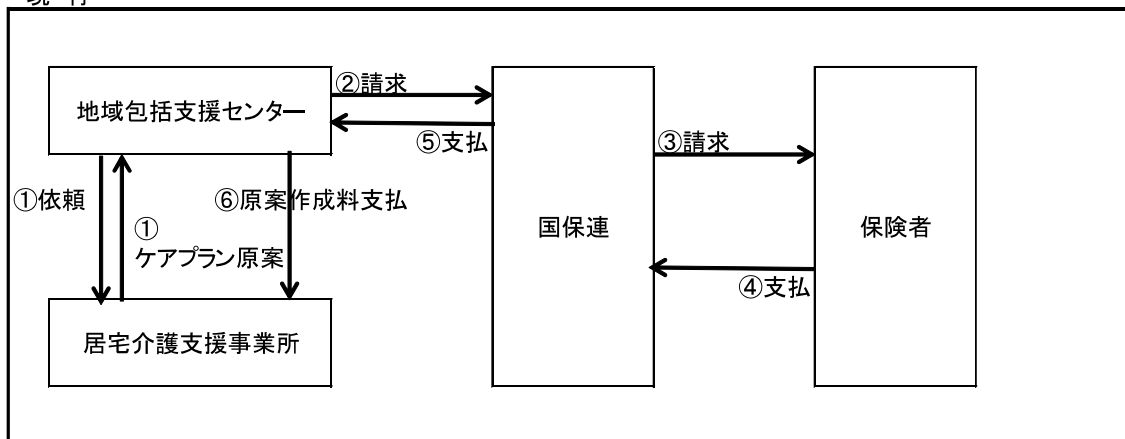
## 2-2 ケアプラン原案作成料支払代行処理【介護予防】

### (1) 業務概要

「地域包括支援センター」と「ケアプラン原案を作成した居宅介護支援事業所」の合意内容が、予防支援に係るケアプラン原案作成料を含む場合は、予防支援についても、総合事業と同様にケアプラン原案作成料の支払代行処理を行う。

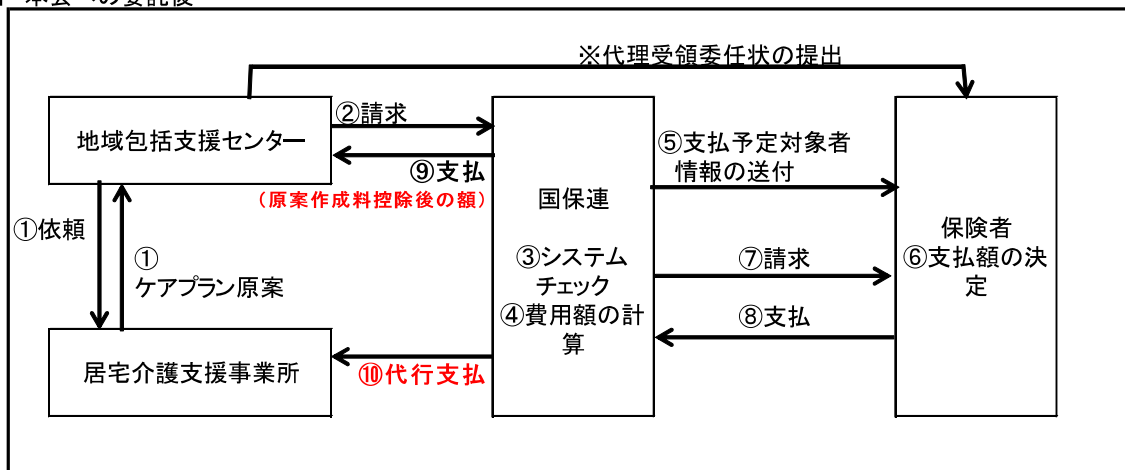
#### 【概要図】

##### ア 現行



- ①地域包括支援センターが、ケアプラン原案の作成を居宅介護支援事業所に依頼し、受け取る。
- ②地域包括支援センターが、ケアプラン作成料を国保連に請求する。
- ③国保連が、ケアプラン作成料と処理手数料を保険者に請求する。
- ④保険者が、ケアプラン作成料と処理手数料を国保連へ支払う。
- ⑤国保連が、ケアプラン作成料を地域包括支援センターに支払う。
- ⑥地域包括支援センターが、ケアプラン原案作成料を居宅介護支援事業所に支払う。

##### イ 本会への委託後



- ①地域包括支援センターが、ケアプラン原案の作成を居宅介護支援事業所に依頼し、受け取る。
- ②地域包括支援センターが、ケアプラン作成料を国保連に請求する。
- ③国保連が、ケアプラン作成料、給付管理票情報及び台帳情報のシステムチェックを行う。
- ④国保連が、ケアプラン原案作成料の計算を行う。
- ⑤国保連は、支払予定対象者情報及びエラーリストを保険者に送付する。
- ⑥保険者は、支払額を決定する。
- ⑦国保連が、ケアプラン作成料と処理手数料を保険者に請求する。
- ⑧保険者が、ケアプラン作成料と処理手数料を国保連に支払う。
- ⑨国保連が、ケアプラン作成料（原案作成料控除後の額）を地域包括支援センターに支払う。
- ⑩国保連が、ケアプラン原案作成料を居宅介護支援事業所に支払う。（代行支払）

(2) 処理フロー

ア 事前準備

	時期	作業内容等	委託先居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	保険者	国保連合会
1	事前準備	「代理受領委任状」の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>「代理受領委任状」を地域包括に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案作成を依頼する居宅介護支援事業所へ「代理受領委任状」を送付する。</li> <li>居宅から提出のあった「代理受領委任状」を保険者に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受付</li> </ul>	
2	(変更があった場合は、変更が生じた月の翌月3日まで)	「介護予防支援費委託割合通知書」の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護予防支援費委託割合情報」の受領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護予防支援費委託割合情報」の受領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求時等に利用する「介護予防支援費委託割合」の情報を地域包括支援センター及び委託先居宅介護支援事業所に連絡する。</li> <li>「介護予防支援費委託割合通知書」にて、委託率又は額を国保連に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護予防支援費委託割合通知書」の受領</li> </ul>

ア 事前情報

No.	作業等内容	委託先居宅介護 支援事業所	地域包括 支援センター	保険者	国保連合会
1	「代理受領委任状」 の取得	代理受領委任状	代理受領委任状	代理受領委任状	
2	「介護予防支援費 委託割合通知書」 の作成	「ケアプラン原案作成委託 料」の委託率又は額情報	「ケアプラン原案作成委託 料」の委託率又は額情報	「ケアプラン原案作成委託 料」の委託率又は額情報  介護予防支援費委託 割合通知書	介護予防支援費委託 割合通知書

<介護予防支援費委託割合通知書について>

保険者は、国保連に地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へのケアプラン原案作成委託料の支払代行処理を委託するにあたり、介護予防ケアプランの原案作成に係る委託料または委託額を定め、「介護予防支援費委託割合通知書」にて国保連、地域包括支援センター及び委託先居宅介護支援事業所に通知する。

【介護予防支援費委託割合通知書（例）】

	〇〇第〇〇〇〇号
	平成〇年〇月〇日
兵庫県国民健康保険団体会連会 理事長	
各地域包括支援センター センター長	
関係居宅介護支援事業所 代表者 様	
	市町名 _____
	市町長名 _____ 印
介護予防支援費委託割合通知書	
当市町は、介護予防ケアプランの原案作成に係る委託料を下記のとおり定めます。	
記	
1 委託割合（消費税を含んだ額）	
(1) 率の割合	介護予防支援費 _____ %
	初回加算 _____ %
	連続加算 _____ %
※小数点以下第2位まで記入	
(2) 金額の割合	介護予防支援費 _____ 円
	初回加算 _____ 円
	連続加算 _____ 円
2 適用開始年月	
平成29年4月サービス提供月から	

イ 月次処理

	時期	作業内容等	委託先居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	保険者	国保連合会
1	サービス提供月の翌月10日まで	「介護予防支援費」の請求及び「給付管理票」の提出	・ 地域包括支援センターに「ケアプラン原案」を提出する。	・ 国保連合会に「介護予防支援費」を請求する。また、「給付管理票」を提出する。		・ 受付
2						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>※ケアプラン原案作成委託料支払代行業務【介護予防】では、項番2～5の運用はない</p> </div>						
3						
4						
5						
6	29日頃	費用額計算				・ 「介護予防支援費」と「給付管理票」から原案作成委託料を算出する。
7	29日頃	支給額決定			・ 国保連が送付する「原案作成委託料支払内容通知書」及び「エラーリスト」により支給額を決定する。 ※「原案作成委託料支払内容通知書」に記載の額をもって、支給決定額とする。	・ 支払を行うデータ、エラー返戻するデータについて、「原案作成委託料支払内容通知書」及び「エラーリスト」を保険者に送付する。 ※エラーリストは、紙帳票での提供とする。
8	サービス提供月の翌々月2日頃	支払帳票送付	・ 受領	・ 受領		・ 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所向けの支払帳票を作成し、送付する。
9	7日まで	請求帳票送付			・ 受領	・ 保険者向けに「介護給付費」及び「ケアプラン原案作成委託料支払代行処理手数料」の払込請求書を作成し、送付する。
10	20日まで	介護給付費及び手数料振込			・ 振込	・ 入金
11	27日	原案作成委託料の支払代行	・ 入金	・ 入金		・ 支払代行

イ 月次処理

No.	作業等内容	委託先居宅介護 支援事業所	地域包括 支援センター	保険者	国保連合会
1	「介護予防支援費」の請求及び「給付管理票」の提出	ケアプラン原案	給付管理票 介護支援費		給付管理票 介護支援費
2					
3		※ケアプラン原案作成委託料支払代行業務【介護予防】では、項番2～5の運用はない			
4					
5					
6	費用額計算				支払代行システム 原案作成委託料を算出する
7	支給額決定			原案作成委託料 支払内容通知書 エラーリスト	原案作成委託料 支払内容通知書 エラーリスト
8	支払帳票送付	支払帳票(居宅介護支援事業所向け)	支払帳票(地域包括支援センター向け)		支払帳票(地域包括支援センター向け) 支払帳票(居宅介護支援事業所向け)
9	請求帳票送付			払込請求書(ケアプラン原案作成委託料支払代行業務手数料) 払込請求書(介護給付費)	払込請求書(ケアプラン原案作成委託料支払代行業務手数料) 払込請求書(介護給付費)
10	介護給付費及び手数料振込			入金	
11	原案作成委託料の支払代行				支払代行

(3) ケアプラン原案作成委託料【介護予防】の算出方法について

ア 算出方法

(ア) 介護予防支援費のみ請求の場合

【委託料を割合で設定する場合】

ケアプラン原案作成委託料【介護予防】＝介護予防支援費の請求額×委託率

※小数点以下切り捨て

【委託料を金額で設定する場合】

ケアプラン原案作成委託料【介護予防】＝委託金額

(イ) 介護予防支援費と初回加算と連携加算を請求の場合

【委託料を割合で設定する場合】

ケアプラン原案作成委託料【介護予防】＝

(介護予防支援費の請求額×委託率) + (初回加算の請求額×委託率) +

(連携加算の請求額×委託率)

※それぞれで小数点以下を切り捨て

【委託料を金額で設定する場合】

ケアプラン原案作成委託料【介護予防】＝

介護予防支援費の委託金額+初回加算の委託金額+連携加算の委託金額

イ 計算事例

(ア) 介護予防支援費のみ請求の場合

【委託料を割合で設定する場合】

(事例1) 介護予防支援費(単位数:430単位、地域単価:6級地:10.42円、委託率86.40%)  
の場合

$430 \text{ 単位} \times 10.42 \text{ 円} = 4,480.6 \text{ 円} \rightarrow 4,480 \text{ 円}$

$4,480 \text{ 円} \times 86.40\% = 3,870.72 \text{ 円} \rightarrow \underline{3,870 \text{ 円}}$  (委託先支援事業所に代行支払する額)

$4,480 \text{ 円} - 3,870 \text{ 円} = 610 \text{ 円} \rightarrow \underline{610 \text{ 円}}$  (地域包括支援センター支払額)

【委託料を金額で設定する場合】

(事例2) 介護予防支援費(単位数:430単位、地域単価:6級地:10.42円、委託金額:  
4,130円)の場合

$430 \text{ 単位} \times 10.42 \text{ 円} = 4,480.60 \text{ 円} \rightarrow 4,480 \text{ 円}$

$\underline{4,130 \text{ 円}}$  (委託先支援事業所に代行支払する額)

$4,480 \text{ 円} - 4,130 \text{ 円} = 350 \text{ 円} \rightarrow \underline{350 \text{ 円}}$  (地域包括支援センター支払額)

(イ) 介護予防支援費と初回加算を請求の場合

【委託料を割合で設定する場合】

(事例 3) 介護予防支援費・初回加算（介護予防支援費単位数：430 単位、初回加算単位数：300 単位、地域単価：6 級地：10.42 円、委託率：86.40%）の場合

数：300 単位、地域単価：6 級地：10.42 円、委託率：86.40%）の場合

$430 \text{ 単位} \times 10.42 \text{ 円} = 4,480.60 \text{ 円} \rightarrow 4,480 \text{ 円}$

$300 \text{ 単位} \times 10.42 \text{ 円} = 3,126 \text{ 円} \rightarrow 3,126 \text{ 円}$

$4,480 \text{ 円} \times 86.40\% = 3,870.72 \text{ 円} \rightarrow 3,870 \text{ 円}$

$3,126 \text{ 円} \times 86.40\% = 2,700.86 \text{ 円} \rightarrow 2,700 \text{ 円}$

$3,870 \text{ 円} + 2,700 \text{ 円} = 6,570 \text{ 円} \rightarrow \underline{6,570 \text{ 円}}$ （委託先支援事業所に代行支払する額）

$(430 \text{ 単位} + 300 \text{ 単位}) \times 10.42 \text{ 円} = 7,606.60 \text{ 円} \rightarrow 7,606 \text{ 円}$

$7,606 \text{ 円} - 6,570 \text{ 円} = 1,036 \text{ 円} \rightarrow \underline{1,036 \text{ 円}}$ （地域包括支援センター支払額）

【委託料を金額で設定する場合】

(事例 4) 介護予防支援費（介護予防支援費単位数：430 単位、初回加算単位数：300 単位、地域単価：6 級地：10.42 円、介護予防支援費委託金額：4,130 円、初回加算単位数：2,870 円）の場合

$(430 \text{ 単位} + 300 \text{ 単位}) \times 10.42 \text{ 円} = 7,606.6 \text{ 円} \rightarrow 7,606 \text{ 円}$

$4,130 \text{ 円} + 2,870 \text{ 円} = 7,000 \text{ 円} \rightarrow \underline{7,000 \text{ 円}}$ （委託先支援事業所に代行支払する額）

$7,606 \text{ 円} - 7,000 \text{ 円} = 606 \text{ 円} \rightarrow \underline{606 \text{ 円}}$ （地域包括支援センター支払額）



### 3 過誤の取扱い

#### (1) 介護予防ケアマネジメント費の過誤について

介護予防ケアマネジメント費について、過誤調整する必要が生じた場合、地域包括支援センターが、専用ソフトで取下過誤情報を作成する。

過誤情報の作成方法は、別添「地域包括支援センター向け介護予防ケアマネジメント費入力ソフト運用例」5 過去分の修正・取消し（P18）のとおり

#### (2) ケアプラン原案作成委託料の過誤について

ア 地域包括支援センターから請求のあった「介護予防支援費」または「介護予防ケアマネジメント費」が過誤取下げとなった場合、委託先支援事業所に支払った「ケアプラン原案作成委託料」についても過誤調整となる。

イ 給付管理票に設定されている委託先支援事業所番号の設定漏れ、番号誤りについて、「給付管理票（修正）」により番号の修正を行っても、ケアプラン原案作成委託料の支払金額を調整することは出来ない。

このような場合、地域包括支援センターと委託先居宅介護支援事業所との間で、直接金額調整を行うか、「介護支援費」または「介護予防ケアマネジメント費」の取り下げと「給付管理票（修正）」で調整する。

※「給付管理票（取消）」を提出すると、サービス事業所に支払った介護報酬も過誤調整されてしまうため、「給付管理票（取消）」は行わない。

#### 【対応例】

A 地域包括支援センターが委託先の支援事業所番号を誤って請求した場合

- ・委託先支援事業所番号 誤：「2877711111」→正：「2877722222」
- ・介護予防支援費：430 単位、地域単価：10.00 円、原案作成委託料の委託率：80.00%

処理月	A 地域包括支援センター	「2877711111」 事業所	「2877722222」 事業所
5 月 審査	≪給付管理票≫「2877711111」の提出 ≪介護予防支援費≫の請求 $430 \text{ 単位} \times 10.00 \text{ 円} \times 80.00\% = 3,440 \text{ 円}$ $430 \text{ 単位} \times 10.00 \text{ 円} - 3,440 \text{ 円} = 860 \text{ 円}$ 原案作成委託料控除後の 860 円支払	原案作成委託料 として 3,440 円 支払	
6 月 審査	≪介護予防支援費≫の過誤申し立て △860 円	△3,440 円	
7 月 審査	≪給付管理票≫修正「2877722222」の提出 ≪介護予防支援費≫の再請求 原案作成委託料控除後の 860 円支払		原案作成委託料 として 3,440 円 支払

#### 4 留意事項

##### (1) 介護予防ケアマネジメント費支払代行処理

総合事業に係る介護予防ケアマネジメント費支払代行処理は、地域包括支援センター所在保険者が本会へ委託することにより実施できる処理であるため、例えば、当該地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを受けた他県受給者に係る請求は、当該受給者の保険者と本会との間で委託契約が成立していないため、支払代行が行えないことに御留意願います。

##### (2) ケアプラン原案作成料支払代行処理

県外の居宅介護支援事業所へのケアプラン原案作成料支払代行処理は、国保連合会で口座情報を持っていないため、取り扱いが出来ないことに御留意願います。

##### (3) 請求支払パターン

自保険者を A 市、県内委託保険者を B 市、県内未委託保険者を C 市、県外保険者を D 市とした場合の請求支払のパターンについて以下に示す。(地域包括支援センターの所在地を、自市 (A 市) とした場合)

※ 自市 (町) 以外に所在する地域包括支援センター分は、取扱い対象外とする。

No.	介護予防支援費	住所地利例			
		通常	被保険者が 県内委託保険者 (B市)	被保険者が県内未委託 保険者(C市)	被保険者が県外保険者 (D市)
1	保険者市町	A市	B市	C市	D市
2	ケアプラン費の請求先	連合会	連合会	連合会	連合会
3	ケアプラン費の負担	A市	B市	C市	D市
4	地域包括支援センターへの支払額(県内委託先支援事業所の場合)	控除後支払額	控除後支払額	控除後支払額	全額
5	原案作成委託料の支払有無(県内委託先支援事業所の場合)	○	○	○	×

No.	介護予防ケアマネジメント費	住所地利例			
		通常	被保険者が 県内委託保険者 (B市)	被保険者が県内未委託 保険者(C市)	被保険者が県外保険者 (D市)
1	保険者市町	A市	B市	C市	D市
2	地域包括支援センターの適用する単位数、地域単価の規定市町	A市	A市	A市	A市
3	ケアプラン費の請求先	A市経由で連合会	A市経由で連合会	A市	A市
4-1	ケアプラン費の負担	A市	B市	A市	A市
4-2	財政調整の有無	×	×	○	○
5	地域包括支援センターへの支払額(県内委託先支援事業所の場合)	控除後支払額	控除後支払額	全額	全額
6	原案作成委託料の支払有無(県内委託先支援事業所の場合)	○	○	×	×

※事業所が債権譲渡、差押の対象機関となっている場合の取扱いについては、別途お知らせします。

## 5 委託方法等

当該処理は、「兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険者事務共同処理規則」に基づき実施する。

なお、委託方法については、委託書の提出により行う予定としており、内容を調整の上、別途お示しする。

(取扱開始月)

平成 29 年 5 月処理分から

## 6 手数料

当該処理の実施について、システム導入費、システム運用費、人件費等の経費を要するため、共同処理手数料を徴収する。

※正式な手数料の額は、平成 29 年 2 月に行われる理事会、総会で決定後に通知する。

### 【共同処理手数料（案）】

平成 28 年度第 1 回介護保険代表者協議会（平成 28 年 11 月 2 日開催）の協議結果

処理名	手数料（案）
介護予防ケアマネジメント費支払代行処理	1 件当たり 45 円（税込）
ケアプラン原案作成料支払代行処理	1 件当たり 11 円（税込）

7 今後のスケジュール

作業者	平成28年度						平成29年度	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
国保連合会		▼保険者説明会 地域包括説明会▼					★委託書の提出	
	システム構築	システム構築			テスト		費用コード等	支払代行業務
	保険者向け、地域包括 向けシステム構築	システム 配付		↑			↑	↑
保険者		包括 居宅介護支援 事業所へ周知		↑		費用コード等	請求 データ 取り纏め	
		システム導 入		↑			↑	↑
地域包括支援センター		システム導 入	テストデータ 作成			費用 コード 等	代理受領委任状	請求 データ 作成
							↑	
居宅介護支援事業所						費用コード等	代理受領委任状	
							↑	

## 8 テストの実施

介護予防ケアマネジメント費等支払代行処理を円滑に開始するため、各地域包括支援センターが、専用ソフトを使用し、正しく請求情報を作成することができるか、また、地域包括支援センター、保険者及び国保連での情報交換が問題なく行なえるか等を確認するための事前テストを実施します。

### (1) テスト期間

平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月

### (2) テスト環境

国保連のテスト環境で行なう。

※実際の請求支払行為は行なわれない環境

### (3) テストデータ

テストデータのサービス月は、テストデータ送付月の前月とする。

(例) 平成 29 年 2 月にテストを行う場合⇒平成 29 年 1 月サービス

情報名	内容	形式
費用コード情報	「介護予防ケアマネジメント費請求情報」に対応した「費用コード情報」	紙
介護予防ケアマネジメント費請求情報	地域包括支援センターが作成した「介護予防ケアマネジメント費請求情報」を送付する。	請求ファイル
委託先支援事業所情報	「介護予防ケアマネジメント費請求情報」に対応した「委託先支援事業所情報」を送付する。 ※テストデータと同じ方の「給付管理票情報」が当月、地域包括支援センターから国保連合会に提出されている場合、この情報の作成は不要	請求ファイル

※1 事業所異動連絡票情報は本会で作成するダミーデータを使用します。

※2 テストデータは、テストの 1 週間前までに簡易連絡電文で提出してください。



## 9 交換情報

### (1) 変更の都度、提出が必要な情報（保険者⇒国保連）

No.	帳票名	概要	参考
1	介護予防ケアマネジメント 費用コード通知書	保険者ごとに設定する介護予防ケア マネジメント費の費用コード及びケ アマネ費等の原案作成委託料の割合 または金額を国保連に通知する帳票	P4
2	介護予防支援費委託割合通 知書	保険者ごとに設定する介護予防支援 費等の原案作成委託料の割合または 金額を国保連に通知する帳票	P20

### (2) 毎月の請求情報（地域包括支援センター⇒保険者⇒国保連）

No.	情報名	概要	参考
1	介護予防ケアマネジメント 費請求情報	介護予防ケアマネジメント費の請求 情報	識別：C01 (独自)
2	委託先支援事業所情報	給付管理票を作成しない場合に、作成 する情報(原案作成委託料を委託しな い場合でも、ケアマネ費の請求情報と の突合点検が必要であるため提出が 必要です。)	識別：C02 (独自)

※国保連協会が配付する入力ソフトまたは独自インタフェースのとおり作成する情報

### (3) 給付実績情報（国保連⇒保険者）

No.	帳票名	概要	参考
1	国保連協会保有給付実績情 報	国保連協会です支払代行した当月処理 分の介護予防ケアマネジメント費の 給付実績情報	1118 (独自)

### (4) 国保連との情報交換方法について

伝送通信ソフト（都道府県・市町村版）の「国保連協会宛連絡電文機能」で情報交  
換を行う。

※機能の使用方法については、資料Ⅱ「伝送通信ソフト（都道府県・市町村版）マニュアル（別  
冊）国保連協会宛連絡電文機能編」のとおり

10 請求支払に係る帳票

(1) 保険者（公費負担者）向け帳票

ア 支払決定にかかる帳票

No.	帳票名	概要	参考
1	介護予防ケアマネジメント費等支払内容通知書	介護予防ケアマネジメント費及び介護予防ケアマネジメント費の原案作成委託料の内訳を確認する帳票	資料 I P 1
2	原案作成委託料支払内容通知書	介護予防支援費の原案作成委託料の内訳を確認する帳票	資料 I P 2
3	原案受付突合処理エラーリスト	受付、突合点検でエラーとなった情報を確認する帳票	資料 I P 3

イ 請求帳票

No.	帳票名	概要	参考
4	請求書	介護予防ケアマネジメント費の払込請求書	資料 I P 4
5	手数料請求書	介護予防ケアマネジメント費等支払代行業務の手数料請求書	

(2) 事業所向け帳票

ア 地域包括支援センター向け帳票

No.	帳票名	概要	参考
1	介護給付費等支払決定額通知書	介護給付費等の支払決定額を通知する帳票（原案作成委託料控除後の支払額を表示する。）	資料 I P 5
2	介護給付費等支払決定額内訳書	介護給付費等の支払決定額を記載した内訳帳票（原案作成委託料控除後の支払額を表示する。）	資料 I P 6
3	介護給付費過誤決定通知書	過誤処理した情報を確認する帳票（原案作成委託料控除後の支払額に対する過誤額を表示する。）	資料 I P 7
4	原案作成委託料控除内容明細書	控除された介護予防支援費の原案作成委託料を確認する帳票	資料 I P 8



No.	帳票名	概要	参考
5	介護予防ケアマネジメント費支払内容通知書兼明細書	介護予防ケアマネジメント費支払額及び控除された介護予防ケアマネジメント費の原案作成委託料を確認する帳票	資料 I P 9
6	介護予防ケアマネジメント費等返戻一覧表	介護予防ケアマネジメント費請求情報、委託先支援事業所情報の返戻情報を把握する帳票	資料 I P 10
7	介護給付費等振込額通知書	国保連からの振込額の内訳を確認する帳票（介護給付費等と介護予防ケアマネジメント費を合わせて銀行が振込む。）	資料 I P 11

イ 委託先居宅介護支援事業所向け帳票

No.	帳票名	概要	参考
1	原案作成委託料支払内容通知書兼明細書	介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費にかかる原案作成委託料を通知する帳票	資料 I P 12
2	介護給付費等振込額通知書	国保連からの振込額の内訳を確認する帳票（介護給付費等と原案作成委託料を合わせて銀行が振込む。）	資料 I P 13

<例示>

## 代理受領委任状

〇〇市（町）長    〇 〇 〇 〇    様

平成    年    月    日

委任者は、下記受任者を代理人と定め、平成    年    月サービス提供分以降の受領すべき介護保険法に基づく介護報酬等のうち、原案作成委託料相当分の金額を受領する権限を委任します。

なお、委任者及び受任者は、介護保険法に基づく介護報酬等について過誤が発生した場合は、原案作成委託料を過誤調整（相殺）することについて、了承します。

### 記

(委任者)    事業所番号 \_\_\_\_\_

住            所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_  
(地域包括支援センター)

事業者名 \_\_\_\_\_ ㊤

(受任者)    事業所番号 \_\_\_\_\_

住            所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_  
(居宅介護支援事業所)

事業者名 \_\_\_\_\_ ㊤